

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和3年11月29日

寒川町監査委員 北村 美仁
同 太田 眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和3年10月4日から令和3年10月28日まで

3 監査の対象部課等

消防本部 消防総務課、予防課、消防署
町民部 町民窓口課、町民協働課

4 監査の対象

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【町民部 町民窓口課】

令和2年度に係る財務事務執行では、収入事務において歳計外へ収納した手数料を国庫補助金額確定の際に歳計外から一般会計に振替する必要があったが、これを行っていなかった。また、過去から歳計外に収納されたままの現金があり、精算を要する。その他の財務事務についてはおおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【町民部 町民協働課】

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【消防本部 消防総務課、予防課、消防署】

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【町民部 町民窓口課】

(1) 随意契約について

一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規程を再度確認するとともに、随意契約を行う際は、「この業者ありき」ではなく、事業の性質や他に選定できる事業者がいなか慎重に判断するとともに関係諸規程に準拠し、業者選定を行われたい。

(2) 相談業務の充実について

町民窓口課は町民相談事業を始め、多岐にわたる業務を所管しているが、そのひとつひとつが重要であり、積極的な展開が望まれる。特に消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度通信社会の進展に伴いインターネットを積極的に使う60歳以上の消費者が増加するなど、大きく変化している。こうした状況の中で新たな消費者トラブルの動向や変化に素早く対応し、相談業務や情報発信を通じて、消費者被害の発生や拡大を未然に防ぐことが求められていることから、消費者問題や暮らしの問題に取り組む関係機関や消費者団体との連携を通じ、消費者行政に関する施策を推進されたい。

【町民部 町民協働課】

(1) 寒川町総合計画2040では、「町民と町が協働するまちづくり」をまちづくりの理念としており、自治基本条例の制定をはじめ地域担当職員の配置、みんなの協働事業の実施等により、形は整えられつつあるが、あとはどのように発展させていくかが課題である。

町民は身近な暮らしの問題に自ら取り組むという姿勢が必要であり、町は町民

の自治意識を高めるための啓発活動に取り組むことが必要である。

自治会や市民活動団体では、担い手が不足しており、人材発掘や人材育成が必要である。町職員は町民協働に対する理解と協働意識を向上させることが不可欠であるとともに、協働の担い手としてスキルアップを図るために、積極的に研鑽を積むことが求められる。

現在、こうしたことを実施しながら整理していく段階にあり、外からは見えにくい部分でもある。高齢化や人口減少に向かう大きな節目の中で、地縁組織の在り方なども含めて難しい課題ではあるが、しっかり取り組んでほしい。

【消防本部 消防総務課、予防課、消防署】

(1) 財務事務の適正な執行について

支出事務を中心に、不適切な事務処理が多く見られた。その原因としては、関係法令や制度等の認識不足をはじめ、単純な事務処理誤りやチェック体制の不備などが掲げられると考えられるが、財務事務を適切に執行していくためには、関連法令や各事務マニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解が不可欠である。指摘された事項などを参考にレベルアップを図り、適切な事務処理のできる体制を構築されたい。

(2) 随意契約について

一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規程を再度確認するとともに、随意契約を行う際は、「この業者ありき」ではなく、事業の性質や他に選定できる事業者がいないか慎重に判断するとともに関係諸規程に準拠し、業者選定を行われたい。

(3) 消防団運営交付金について

令和4年度から茅ヶ崎との広域化となるが、消防団は引き続き町の事務として残ることになる。交付金の使途については、どのような経費を対象とするのかといったことや、広域消防といった観点から茅ヶ崎市との整合性を図るなど、混乱を招くもとにならないよう、要綱等で補助対象範囲等を明確にするなど検討されたい。